

四国中央市マイナポイント利用環境整備業務公募型プロポーザルの実施について

四国中央市マイナポイント利用環境整備業務に係る受託者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和元年 11 月 27 日

四国中央市長 篠原 実

1 業務の概要

(1) 業務名

四国中央市マイナポイント利用環境整備業務

(2) 業務の内容

令和元年10月の消費税率の引上げに伴う需要の平準化及びマイナンバーカードの取得促進を目的として、令和2年度、国がマイナポイントを活用した消費活性化策を実施することに伴い、四国中央市においても、事業の円滑な実施に向けて必要となる市民へのマイキーID設定支援、効果的な広報活動等を行い、マイナポイントの利用環境整備の促進を目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和2年3月31日（火）まで

2 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 入札参加資格審査申請書（令和元・2年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（業務委託））を提出している者又は入札参加資格審査申請書を本業務の公募に係る参加表明書の提出期限の前日までに提出する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成16年四国中央市告示第35号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役員若しくは使用人を有する団体又はこれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 仕様書の内容を熟読し、業務内容等を十分理解した上で本企画提案に参加できること。

3 手続等

(1) 担当部局

四国中央市役所政策部政策推進課政策推進係

住 所 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電話番号 0896-28-6005

FAX番号 0896-28-6057

Eメールアドレス seisaku@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 企画提案実施要領の交付期間、場所及び方法

公告の日から令和元年12月6日（金）までの期間において、市公式ホームページ（<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>）からダウンロードすること。

(3) 参加表明書の提出

公告の日から令和元年12月6日（金）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成16年四国中央市条例第3号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までに上記(1)の担当部局に持参又は郵便書留の方法により提出すること。

(4) 企画提案書及び価格提案書の提出

第1次審査の結果を通知した日の翌日から令和元年12月12日（木）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時までに上記(1)の担当部局に持参又は郵便書留の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、四国中央市マイナポイント利用環境整備業務受託者選定委員会において、優先交渉権者等を選定するものとする。

5 見積書の徴取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本業務に係る見積書を徴取するものとする。優先交渉権者は、見積書の提出に当たり、詳細な費用内訳書を添付しなければならない。

なお、当該業務の契約に係る金額は、3,703,610円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 質疑応答の窓口は、上記3(1)の担当部局とする。

- (3) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (4) その他詳細については、企画提案実施要領による。